

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 茨木尚子

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

新たな障がい者総合福祉法では、特に変革の重要なポイントとして、以下の 5 点があると考えます。

- ① 法の目的・・・障害の有無、程度にかかわらず、地域生活で当たり前で暮らすこと、障害者の生活と自立、社会参加を「権利」として位置づけること・・・権利とするならば、「応益負担」とはならない
- ② 法の対象・・・制度の谷間や狭間を作らないで、発達障害、難病などの人たちを含めること
サービスを受けるにあたって、身障手帳所持などを条件としないこと
- ③ サービス利用決定の仕組み・・・利用決定のアセスメント体系を、障害程度区分を中心とした医学モデルから、本人のニーズを中心とした生活モデルに変えること
- ④ サービス体系の在り方を、一人ひとりの生活支援をもとに再構成すること
⇒特に介助、移動などの支援を個人の生活に合わせた個別給付サービスにすることを 原則とする
- ⑤ 地域生活を基盤とした仕組みにするために、入所施設の在り方を抜本的に変えること

その上で、当面（法律制定にむけて）以下のような現状分析、調査研究、試行事業の実施が必要となると考えます。

- ① これまでの障害者福祉の対象から漏れている人（発達障害や難病の人など）の実態やニーズを明らかにする。
 - 1) 特に、現在のサービスから漏れている人で、介助や移動、見守りなどのパーソナルアシスタンスを必要とする人たちの実態を明確にすること
 - 2) 当面新法施行まで、身障手帳所持を申請条件としないで、他の障害のある人と同様にサービス利用申請ができるようにする
- ② サービス利用決定の仕組みの変更にむけて、以下の現状分析、調査研究、試行事業を行う
 - 1) 現行自立支援法における「障害区分認定」（1次審査の仕組み）の評価を行う
（認定審査にかかる費用、支給決定との関係性なども含めて、その役割と問題点を明らかにする）
 - 2) 諸外国の福祉サービスの支給決定の仕組みについての実態調査の実施
（利用者、行政、サービス提供者などの評価を中心に、総合的調査を行う）
 - 3) 1)と関連して、その後の支給決定までの仕組みの市町村ごとの事例調査を行う

・市町村でどのような支給決定を行っているか。(相談支援事業、認定審査会、個別支援計画などの実施状況と評価)

・市町村で、支給決定にむけて、独自の取り組み(ガイドラインの策定や相談システム、当事者エンパワメント活動、相談者研修など)を行っている事例収集と評価

4) 1)~3)の調査分析を行った上で、新たな支給決定モデル(例:申請⇒本人中心支援計画の策定⇒サービス支給決定というプロセスに基づく、協議・調整モデル)を提示し、試行事業を実施、評価する。

③ 訪問型サービスの在り方について、パーソナルアシスタンス型、直接給付型などの試行事業を含めて、今後の訪問型サービス体系や支給の在り方(報酬のあり方も含めて)を検討する。

注) パーソナルアシスタンス型とは、ホームヘルプや介助、外出支援、見守りなどの個別支援を、総合的に個人のニーズに合わせて提供する訪問サービスのことをさしています。

直接給付型とは、利用する本人に、直接サービス利用にかかる費用を給付し、本人(または利用者グループ)が介助サービス管理を行うシステムをさしています。

④ 入所施設(精神科入院)のあり方を、居住者の意向調査と地域移行の実態調査、また待機者といわれる人たちのニーズ調査などを、集中的に研究、検討し、入所施設のあり方について一定の方向性を示す。

上記の調査研究、また試行事業は、当事者(利用する障害のある方、サービス供給している組織や支援者、市町村など)の参加型プロジェクトにより、実施していくことが重要と考えます。